

統計行政の新たな展開方向について

平成 14 年 6 月 26 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

社会、経済のグローバル化、情報化等が社会全体として進展する中で、電子政府・電子自治体の推進、地方分権の進展、政策評価の重視など新たな行政制度・施策が展開されており、統計行政についても、社会経済情勢の変化に対応した統計の整備、報告者負担の軽減、統計データの提供の充実等を一層推進していくことが強く求められている。

このような情勢の中、「統計行政の新中・長期構想」（平成 7 年 3 月）についても、その成果をあげてきたところであるが、答申から既に 7 年が経過したこと、統計審議会が法施行型に移行したこと等を踏まえて、下記により統計行政の新たな展開方向についての検討に着手することとする。

記

1 統計行政の新たな展開方向の検討の必要性

社会経済情勢等の変化の中で、新たな行政制度・施策が展開されており、このような情勢の中、統計行政を取り巻く状況は大きく変化している。ついては、「統計行政の新中・長期構想」の推進状況を評価しつつ、統計行政の新たな展開方向について検討する必要がある。

[答申後の状況変化の例]

- ① 社会経済情勢の変化
 - ・ 社会、経済のグローバル化、変化の急速化
 - ・ IT 革命に伴う高度情報通信社会の進展
 - ・ 産業構造の変化
 - ・ 雇用失業構造の変化
 - ・ 環境問題の多様化、複雑化
 - ・ 少子高齢化の進展
 - ・ 男女共同参画の推進
 - ・ 統計調査環境の変化 など
- ② 行政制度・施策の新たな展開
 - ・ 個人情報の保護
 - ・ 地方分権の進展（指定統計調査事務が機関委任事務から法定受託

事務に)

- ・ 政策評価の重視(行政の国民に対する説明責任等) など
- ③ 統計調査の簡素合理化、統計情報の提供等についての要請
 - ・ 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)
 - ・ 行政改革大綱(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定) など
- ④ 政府統計に対する新たな要請の高まり
 - ・ ニーズに即した統計データの整備、調査データの迅速な提供
 - ・ IT の活用による報告者の負担軽減と調査の効率化
 - ・ 経済統計の一層の改善
 - ・ 国際協力・国際貢献の推進 など

2 検討体制

検討体制として、「各府省統計主管部局長等会議の設置について」(平成 13 年 2 月 1 日)に基づく各府省統計主管部局長等会議のもとに、関係行政機関及びオブザーバーとしての学識経験者等を構成員とする検討のための会議(以下「検討会議」という。)及び必要に応じてそのサブ会議を置き、検討する。検討会議の構成等については、別紙(略)のとおりとする。

3 今後の予定

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 平成 14 年 | 6 月 26 日 | ・ 各府省統計主管部局長等会議(「統計行政の新たな展開方向について」の申合せ) |
| | 7 月～ 8 月 | ・ 検討会議(サブ会議の数、検討事項、構成員等の決定) |
| | 10 月～ | ・ 検討開始 |
| 平成 15 年 | 春～ 6 月 目途 | ・ 各サブ会議報告、検討会議とりまとめ、「統計行政の新たな展開方向」(案)の各府省統計主管部局長等会議申合せ |